◎新潟県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第１項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成26年３月28日

新潟県新発田地域振興局長

１　交換分合を行う者の名称

新発田土地改良区

２　地区名

中曽根地区

３　認可年月日

平成26年３月19日

４　その他

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。